

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会
第5回議事録

中小企業庁事業環境部企画課

中小企業政策審議会第5回“ちいさな企業”未来部会
議事次第

日時：平成25年2月26日（火）15:00～16:50

場所：経済産業省本館17階 第1～3共用会議室

議事

1. 中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会取りまとめ（案）について
2. その他

○蓮井課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会第5回“ちいさな企業”未来部会」を開催いたします。

本日は御多忙のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、本日は赤羽経済産業副大臣が出席でございますので、開会に当たり御挨拶をお願いいたします。

○赤羽副大臣 皆様こんにちは。御紹介に預かりました、私は昨年12月27日、自公政権の安倍内閣の一員といたしまして、経済産業副大臣を拝命いたしました、公明党衆議院議員の赤羽一嘉でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は第5回目の“ちいさな企業”未来部会の開会に当たりまして、まず一言、御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

昨年7月から今日お集まりの皆様、全国各地域の御専門の皆様、こうやってお集まりをいただきまして、特に小規模事業者に焦点を当てました総合的な中小企業政策におきまして、それぞれ専門的な、また、具体的な御意見をいただきながら法律、予算、税制など幅広く御議論をいただき、今日取りまとめを行うものと承知をしております。

残念ながら私は昨年始まった時点では議席がありませんでしたので、今日取りまとめに初めて参加をするということは大変残念だと思うわけでございますし、個人的に言いますと、私は実は実家が小さなパン屋で、さびれた商店街で生まれ育ちました。また、公明党は中小企業・小規模事業者をしっかりと支えていかなければいけないということで長年、私自身も経済産業部会長をさせていただいておりましたので、本当に1回目から4回目の議論に参加できなかったことを大変残念に思うわけでございますが、それを今さら言ってもしょうがありませんので、今日大詰めを迎えております補正予算、また、25年度の当初予算で中小企業関連では約7,000億の予算も計上されておりますし、また、この通常国会では中小企業庁から関連の法律案の提出も予定しておりますので、皆様の取りまとめの意見をしっかりと受けとめながら、経済産業省をあげてこれからの中小企業・小規模事業者に対する支援というか、活性化について頑張っていきたいと思っておりますので、今日は限られた時間でございますが、最後の取りまとめよろしくをお願い申し上げます、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。今日はありがとうございます。

○蓮井課長 ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきまして、川田部会長をお願いしたいと思います。

○川田部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思っております。

議事の円滑な運営に向けまして、御協力よろしくをお願いいたします。

本日は、これまで未来部会で4回、法制検討ワーキンググループで6回にわたりまして議論をしてまいりましたが、その内容を踏まえまして未来部会における取りまとめを行いたいと考えております。

まず、中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会取りまとめ（案）について、事務

局から説明をいただきまして、法制検討ワーキンググループで議論いただきました論点整理につきましては、松島委員長よりコメントをいただき、その後、委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○蓮井課長 それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

資料2から資料5までお手元にあると思えますけれども、資料2というのはA3で大きな紙でございますが、これが全体の取りまとめ（案）のポイントでございます。これを横に置いていただきながら、主に資料3のポイントを中心に、かいつまんでの御説明で恐縮ですが、若干駆け足になるかもしれませんが、させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

「はじめに」と目次をごらんいただきます。

3ページ目、目次でございますように、全体は“ちいさな企業”未来会議において提言を受けた事項について、具体的に中小企業政策の総合的な政策を検討するという観点で、以上の9つの項目について検討してきたわけでございます。これについて、この検討の結果をこちらの紙に取りまとめをしているところでございますので、御説明の上、御議論いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

4ページは、A3の資料2の小規模事業者に光を当てた中小企業政策の再構築というところでございます。1-3の基本的な考え方から御説明させていただきたいと思えます。

今回の基本的考え方でございますが、中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化という観点でございます。これまで小規模企業については中小企業基本法の中で、特に経営資源の確保が特に困難である者だということで、施策を講ずるに当たり特に配慮すべき対象として一律に捉えられてきたということでございますが、今回“ちいさな企業”未来会議で指摘があったように、地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から、小規模企業は非常に重要な意義を有しているんだということが、従来議論されてきたところでございます。

こうした支援の意義が高まっている小規模企業につきましては、地域経済の安定と我が国経済社会の発展を支える存在として、中小企業政策の中に新たに位置づけ直すことが必要であるということでございます。

その観点から、小規模企業に関する基本理念と施策の方針の明確化を図るべきということで、1-3-1、5ページ目の真ん中にごございますように、小規模企業が「地域経済の安定」や「我が国経済社会の発展」に寄与するとの重要な意義を中小企業基本法の基本理念に位置づけるべき。あわせまして、この意義を踏まえ、中小企業に対する事業活動の活性化等を「施策の方針」に規定することが必要ということで規定しております。

さらに、こうした意義や施策の方針の明確化を図るという観点を踏まえまして、1-3-2(1)①の下の方にごございますように、事業活動の活性化を図る名宛人となる小規模企業者の定義についても、一層の精緻化・強化を図るべきであるではないかということ

でございます。

具体的には次のページにわたりますけれども、②から③でございますが、小規模企業者の定義の精緻化・強化を図る観点から、中小企業者の定義と同様に、小規模企業者を支援対象とする個別法において政令委任規定を設けて、きめ細かなニーズに柔軟に対応して従業員区分を拡大できるような弾力的な仕組みとすることが適切ではないかということでございます。

その際の具体的な対象が（２）でございますけれども、例えばサービス業のうちの宿泊業、旅館業については一定規模の設備が必要で、人員も必要だといった特殊性を踏まえまして、従業員区分の見直しを行う合理性があることを踏まえて検討すべき。こういったことも含め経営の脆弱性、業界のニーズや実態、政策支援の必要性の観点等からも、多角的、総合的な検討が必要だということでございます。

1-3-3は従来から議論がございました、小規模企業から中小企業・中堅企業へと発展する際の支援でございます。特に製造業やサービス業においては、従業員50人くらいまでの企業について、従業員規模と営業利益に正の相関が見られることから、こうした小規模企業の成長に向けた切れ目のない支援策を講ずることによって、正の循環が生じる可能性が高い。したがって、中小規模の成長発展を目指す小規模企業に対し、その着実な成長発展を実現するための支援が重要である旨を、中小企業基本法上に明確化させることが適切ではないかということでございます。

7ページ、今後の中小企業・小規模事業者施策の中核となる政策課題の基本法への位置づけということでございますが、4点ございます。

1点目が女性や青年による創業の促進でございます。2つ目のパラグラフでございますように、女性ならではの経験・感性・視点あるいはニーズ、さらに青年にあるような活力・センス、それぞれのニーズや実態を踏まえた、それを生かした新しい商品・サービスを提供し、雇用を創出するという観点が非常に我が国経済にとって非常に重要であることから、基本法の創業促進の中に、こうした女性や青年による創業の促進を明確に位置づけるべきではないかということでございます。

2点目が、我が国経済のグローバル化に対応した海外展開等の促進でございます。特に海外展開は我が国経済のグローバル化が加速する中で、中小企業・小規模事業者の方々が、その活力を維持するためにも大変重要である。特に成長著しい新興国市場の成長を取り込んでいくための海外展開については、具体的な成果を重ねていくという段階にも入りつつあるということでございます。したがって、こういった経営資源の補完を容易に行えるような支援や、海外展開に向けた事業環境の整備といった重要な政策課題として位置づけられることから、これを基本法の中に位置づけるべきではないかということでございます。

8ページ、情報通信技術の活用でございます。

経営資源に大変乏しい中小企業なканずく小規模事業者にとって、インターネット等の

情報通信技術は大企業との情報面での格差を縮小し、小規模事業者でも取引の増大を図ることを可能とするという重要な経営上の手段となっており、クラウドコンピューティングの進展なども踏まえ、この活用、推進を基本法に新たに位置づけるべきではないかということでございます。

4点目は事業承継でございます。

事業承継の円滑化は、事業活動の継続による雇用の維持あるいは貴重な経営資源が失われることなく有効活用されるという観点から、あるいは第二創業活動にも貢献するといった点で、これは極めて重要な施策ということで基本法の中では重要施策に位置づけるべきではないかということでございます。

なお、その他の論点ということで、中堅企業の扱いでございますけれども、こちらにつきましては極めて重要な政策課題ではあるものの、今般の法改正につきましては小規模事業者に光を当てるという観点ということもございまして、中小企業から中堅企業への成長については、産業の成長発展を図る観点からの産業政策として、実態に即した切れ目のない支援を重点的に行うことが適切ではないかという整理でございます。

また、特定非営利活動法人の扱いにつきましては、地域において多様な主体との連携を推進して事業活動を活性化し、雇用を創出しているという考え方、さらには個別の中小企業政策でも中小企業を支援する機関として、NPOを認定する制度が存在するといった重要な役割を果たしているわけでございますが、非営利性に伴ういろんな恩典の減殺ですとか、ガバナンスについての論点もございまして、まずは現行基本法における中小企業に関する団体に係る規定にNPOが含まれることを確認することが適切ではないかという整理でございます。

大きな2点目でございます。資料2の紙では青く囲っておりますが、経営支援体制（「知識サポート」の抜本的強化）でございます。

趣旨や現状の課題は書いてございますが、そこは割愛いたしまして、10ページ2-3の意義の点を中心に御説明したいと思います。

中小企業・小規模事業者の経営課題は複雑化・高度化しているということでございまして、きめ細かな経営支援体制を再構築する観点から、まずその第1弾として、昨年8月に中小企業経営力強化支援法を施行いたしました。この2月段階で約5,000の支援機関を認定したところでございます。

さらに、全国各地のこうした事業者それぞれが持つ多様で高度な経営課題に対しまして、それらの解決に資する経営支援の充実を図るために、この認定支援機関による支援を含めた新たなビジネス創造のための実践的で生きた知識、さらにはきめ細かな経営支援を、既存の専門家スキームも活用しながら、隅々まで行き届かせる体制の再構築が重要だという問題意識でございます。

そういった問題意識を踏まえ、これはこの部会でも大変議論が多うございましたが、事業内容といたしまして女性経営者や若手経営者を始めとする小規模な事業者、創業

予定者（第二創業も含む）、事業再生や再チャレンジに取り組む中小企業といった方々が行う起業・創業、業務連携、海外展開・販路開拓、事業再生などの新たな取り組みに対して、以下の3点を有機的・総合的に結びつけたような支援が重要ということでございます。

1点目がITを活用した専門家情報の提供や、実践的な知識・ノウハウの提供・情報交換を行う事業でございます。

2つ目が地域ビジネスの創造ということで、認定支援機関、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、税理士、金融機関、NPO、民間コンサル等、意欲・能力・実績のある支援者による、地域で膝詰めの相談やビジネスマッチング等を行う場の設定でございます。

3点目が高度な支援を行う専門家を地域の隅々まで派遣するという一方で、この3点を連携させた支援が重要ということでございます。

その中でIT活用支援情報提供事業につきましては、全国各地の中小企業・小規模事業者等の経営課題の解決に資することが重要でございますので、そういった小規模事業者にとって安全で使い勝手のよい情報提供サービスであることが必要でございます。そうした観点から、国として提供事業を実施する能力を有する事業者を法的に認定し、一定のチェックと必要な支援を講ずることで、経営支援体制の強化を図ることが適切ではないかということでございます。

なお、関連予算措置として、支援措置はこの枠に囲っているとおりでございます。

12ページ目、人材でございます。

こちらにつきましても、人材に対する今後の対応方針、3-3を中心に御説明したいと思っております。

中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能を習得する機会の創出でありますとか、人材確保に十分なコストと時間をかけることが非常に難しいというのが、中小企業・小規模事業者の現状でございますので、そういった方々が優秀な若者人材を確保できるように、以下のような対応を進めるべきではないかということで、3点の論点を提示してございます。

まず、事業現場での長期の長期職場実習の支援を全国的に大規模に実施すべきというのが1点。

地域の中小企業団体が大学等と連携し、大学生等に就職先として中小企業・小規模事業者の意識づけを行う出前講座、大学生等と中小企業・小規模事業者とのマッチング、採用後も離職せず定着させるためのステップアップ研修等を一貫して支援する体制の構築。

インターネット等で魅力ある優れた企業を明示や、ITを活用した大学生等と中小企業・小規模事業者とのマッチングが可能となるような仕組みづくりといったことが記されてございます。

なお、こういったことに伴う、先ほど副大臣から御指摘がありました関連支援措置については、枠で囲っているところでございます。

続きまして、販路開拓と取引関係でございます。これにつきましては、大きくグローバ

ル化に対応した海外展開は先ほども触れましたので簡単に御紹介します。あとは下請関係の話がございます。

14 ページ、国内需要の減少や大企業の海外移転等により取引構造が大きく変化をし、中小企業・小規模事業者の方々の事業環境は悪化する中で海外展開を図っていかなければならないということがございます。

一方、国内中小企業・小規模事業者の海外展開は国内業務が手一杯であるとか、必要な知識、人材等の経営資源が不足しているという観点がございますので、4（1）－3にございますように、これまで海外展開を行ってこなかったような中小企業・小規模事業者がリスクに対応しながら、日本の知恵・技・感性を生かした海外展開を積極的に支援する仕組みをつくっていくことが必要だという観点でございます。

以上、個別の事情を踏まえながら3点についての論点整理をしております。

1 点目が潜在力のある中小企業・小規模事業者の発掘から、実現可能性調査等を通じ海外事業展開に至るまでの一貫した支援。

2 点目が、種々のリスク管理に関する情報提供や、失敗例も含めた海外展開事例の提供など、支援機関相互の連携を強化したきめ細かな支援。

3 点目が、その海外展開に必要な人材確保・育成の支援、海外現地における専門家の紹介を行うべきといった点でございます。

4（2）は下請取引の適正化についてでございます。これにつきましても、下請取引については一度調査をした上、その報告をさせていただいております。それに基づく対応につきまして17 ページ以下に主に書いてございまして、そこを中心に御説明したいと思っております。

下請取引以外の取引と、下請取引に分けてございますが、（1）の下請取引以外の取引につきましても、経済的な損害が発生する割合は下請取引よりも低いということが、この前の調査から明らかになったところがございますのと、汎用品などの取引は業界特有の取引実態があるということで、形式的な画一的なルールを定めるのは難しいという観点から、公正取引委員会における独禁法の厳正かつ的確な運用による対応、さらに取引慣習についての実態の整理と、ベストプラクティスを活用した親事業者等に対する優越的地位の濫用事例の周知徹底を図ることが適切ではないかという整理でございます。

一方、下請取引につきましても経済的な損害が一定程度、5割程度発生している状況が見受けられることから、一層の運用の強化、例えば検査や指導手法の改善などを図っていくとともに、取引の実態を大企業の経営者層に知ってもらうということで、大企業の社内コンプライアンスの強化を推進すべきということがございます。

あわせて大きな3つ目といたしまして、相談体制の強化でございます。中小企業・小規模事業者の皆さんは、公的機関ではなかなか御相談される方は少ないという話があったのですが、相談された場合には一定の成果が上がっているという実態もあるようでございますので、公的機関などに相談しやすい環境を整えるべき。これは18 ページ目でございます。

ます。その際これは下請取引のみならず、取引全般に応じた相談窓口とし、匿名での相談や情報提供も受け付け、関係府省との連携を図るといったことをごさいます、その際の情報扱いについても検討を深めるべきということをごさいます。

4（3）は下請中小企業の振興の面をごさいます。こちらにつきましては主に20ページ以降に基本的な考え方がごさいます、ここに大体整理をさせていただきます。

御承知のとおり、国内需要の減少や大企業の海外移転により、国内取引構造が大きく変化して事業環境が悪化している中で、下請中小企業が生き残っていくには受け身ではなく課題解決力を高めるべきである。多くの下請中小企業では単工程で深い技術やノウハウを持っていますが、受注可能な範囲が限られていて経営資源も不足しているという観点なので、下請中小企業同士の横の連携の強化が重要。こうした取り組みに当たりまして、親企業や認定支援機関、下請企業振興協会などが企画、設計などのノウハウですとか、取引先開拓などに関する協力を行うべきということをごさいます。

こうした観点から下請中小企業振興法という法律を改正しまして、従来の親と下請けの協力という縦の連携に加え、下請中小企業同士の横の連携による特定の親以外の新たな親企業等との取引関係の構築についての支援を行うことを図ってはどうかと整理しているところをごさいます。

5点目、技術をごさいます。こちらにつきましても、特に我が国がものづくり技術で非常にアジアとの関係で追い上げられているという現状を踏まえまして、その国際競争に打ち勝つとともに、まさに我が国に誇る技能や技術の伝承をどう行っていくかという観点が重要なポイントをごさいます、22ページ目に対応方針を書かせていただいているところをごさいます。

22ページ（1）をごさいます、ものづくり技術の高度化・連携に係る既存の支援事業につきまして、小規模事業者の枠の設定でありますとか（2）にありますようにものづくり中小企業・小規模事業者が培ってきた技術を生かして、新たなチャレンジや現在抱えている課題の解決を行うための試作開発や、設備投資に要する経費への支援を行うべき。さらに企業や人に蓄積された技術・技能を着実に継承するための支援を検討すべきということをごさいます。

なお、事業承継税制につきましても23ページにかけまして、幅広い中小企業に利用されるよう、事業承継税制の使い勝手を大幅に改善する。雇用の8割要件などの緩和等を行うことが必要であるということをごさいます。このあたりにつきましては関連支援措置の中にもごさいますように、事業承継税制の拡充措置なども今回、講じられる予定となっております。

続きまして6の資金調達・事業再生をごさいます。

こちらにつきましては実態などを踏まえた形で、基本的な枠組みの方向性を25ページ目以降に書いてごさいます。こちらを中心に御説明させていただきます。

まず創業や成長のための資金調達をごさいます、その枠組みといたしまして、リスク

とリターンのパターンが異なる成長指向型と地域密着型に分けて、さらにその前提として起業・創業のための資金助成という3つの枠組みで整理することが適切だと思っています。その際のモラルハザードを防ぐ観点からのガバナンスのあり方については、あわせて検討を深めることが重要ということでございます。

26 ページ、成長指向型につきましては②の頭にございますように、急速な成長を融資の形態でも支援できるような資本性資金の供給が重要ということ。あわせて出資による資金供給の促進なども行っていくことが重要だということでございます。さらに、それぞれの段階、形態、指向に応じた資金が求められており、そうしたニーズに対応するための認定支援機関等による経営支援と一体となった融資の促進が重要ということでございます。

一方、地域密着型につきましては①にございますように、日々の安定的な運転資金を確実に融資を受けることによる調達が重要ということで、②にございますような地域金融機関の顧客とのリレーションシップ、それを補完するものとしての政府系金融機関や信用保証による対応が基本だということでございます。なお、それに加えまして認定支援型と連携した融資などの重要性を③に書いているところでございます。

あわせて起業・創業のための資金調達、27 ページ目でございますけれども、これについては女性起業家、若者起業家、先代から事業を引き継いだ後継者、スピンアウト人材等の起業・創業のきっかけとなるシードマネーを大胆に供給していくための助成制度は重要ということでございます。

なお、こうした資金の助成なり資金供給とあわせて、電子記録債権等を信用補完制度に位置づけるということでございますが、それによって中小企業・小規模事業者の資金調達手段の多様化を図っていく。その観点から、この2月18日から社会インフラが立ち上がった電子記録債権を信用補完制度に位置づけるべきということを記載しております。

6（2）は小規模企業者等設備導入資金助成制度の扱いでございます。これにつきましては29 ページに考え方をまとめてございます。延滞債権等が存在しているという実態もあり、役割分担をきちんとした上で（2）にございますように、ユーザーである小規模事業者の経営課題が多様化する中で、設備資金のみならず、より広範な資金ニーズに対して専門的な経営支援と連携しながら、柔軟に対応できる金融支援を講じる必要があるという観点から、資本性劣後ローンの拡充ですとか、認定支援機関による経営支援と連携した融資保証などの新たな金融措置が講じられたということで、これらの利用を奨励すべき。

このため、本制度は国の制度としては廃止をし、この制度を運営している都道府県に対しましては、資金調達に関する新たな枠組みの全体像を示すとともに、適切な経過期間を設けることが必要と考えています。

次は6（3）の資金調達・事業再生の事業再生支援でございます。

これは30 ページ目にございますけれども、中小企業の金融円滑化法の利用事業者数は30～40 万社に上っているわけでございますが、その一方で事業再生等が必要な事業者数は5～6 万社存在するとされているところでございます。中小企業・小規模事業者の再生、

経営改善の取り組みを政府全体で徹底支援することが重要でございます。

そうした中で31ページ目の冒頭でございますように、中小企業経営力強化支援法に基づく先ほど来の認定支援機関の支援、さらに全国47都道府県の再生支援協議会の機能の抜本強化。それにあわせて金融機関同士の協調した支援再生を構築する観点から、抜本的な再生支援を促進するためのいわゆるデット・エクイティ・スワップ、債務の株式化業務というものを従来は日本公庫では実施することができなかったわけでございますが、これは民間金融機関同様に追加して行えるようにすることが必要ではないかということでございます。

7、女性による起業・創業、若者による起業・創業の抜本的推進でございます。趣旨は先ほど申し上げましたが、特に女性による起業・創業、若者による起業・創業それぞれの特徴と支援の必要性を踏まえた必要な知識、資金を支援する新たな支援構築の仕組みを構築することが重要だということでございます。

その観点から、32～33ページ目でございますけれども、多様な創業スタイルや起業が存在することから、大きく3つの起業・創業スタイル、地域のニーズに応えるもの、後継者等による第二創業、海外需要開拓まで目指すようなもの、それぞれに分けて、それぞれに応じた実践的で生きた知識と資金を供給する新たな補助制度の創設。あるいは認定支援機関のような専門家の経営支援を受けている中小企業・小規模事業者に対して実務的な知識サポート、資金面の課題に同時に対応する融資制度の創設等をここでうたっているわけでございます。

関連するところでございますが、8の女性が働きやすい環境整備についてでございます。

34ページ目の現状にもございますように、中小企業・小規模事業者の将来を担う人材といたしましては、女性の就業の促進が大変重要でございますが、女性の労働力率は30～40代が低くなるというM字カーブを描くと言われております。この仕事と育児の両立が難しい状況をどのように変えていくかということでございまして、女性層を我が国の雇用の主な担い手に位置づけ、短時間勤務制度の導入などの仕事と育児の両立ができる雇用環境の整備を図る観点から、以下3点についての提言をさせていただいたところでございます。

仕事と家庭を両立したい女性の支援により、業績向上につなげている企業の表彰制度を創設すべきではないか。また、②にございますように、結婚や出産等で一たん職場を退職された女性の方々に対しまして、中小企業・小規模事業者に再就職を支援する実践的な職場実習制度の創設。あわせて職場実習を保育所の就労要件とみなして子供を預けることのできるような制度の柔軟化。こういったものが重要ということでございます。

最後、9番目の地域（商店街等）でございますが、9-2の現状の（1）にございますように、非常に衰退が著しい。特に高齢化の進展が喫緊の課題であるというところでございます。他方、36ページ目でございますように、地域の高齢者、子供の交流の場等の地域コミュニティの核としての機能がございます。これらを踏まえた対応方針として9-3といたしまして、これまでインフラ整備をやってきたところから一歩踏み出し、女性や若者

それぞれの多様なニーズを踏まえながら、その力を活用した商店街の新陳代謝の促進、あるいは商店街の強みであるソフト事業やコミュニティ機能を強化する取り組みなどを推進するべきではないかということで、以下2点を指摘しているところでございます。

長くなりましたが、以上が取りまとめの案でございます。よろしく願いいたします。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に法制検討ワーキンググループの松島委員長より、ワーキンググループにおける論点整理につきましてコメントをいただきたいと思っております。松島さん、よろしく願いいたします。

○松島委員 法制検討ワーキンググループの松島でございます。

本グループでは昨年9月から計6回にわたりしまして“ちいさな企業”未来部会から委託を受けました法的な論点について検討を行い、去る18日にその論点整理を取りまとめました。その内容は本日の部会取りまとめ案の中に既に盛り込まれていますので、ワーキンググループで特に重点的に議論した点を中心に、若干のコメントをさせていただきたいと思っております。

まず第1章の小規模事業者に光を当てた中小企業政策の再構築につきましては、小規模企業の多様性がキーワードでありました。未来会議においても指摘された地域経済等への貢献、グローバル化を見据えた成長という2つの側面を意識しながら、政策立案を行うことが重要だという意見が多く出されました。

中小企業の海外展開につきましては、日本経済のグローバル化の中で中小企業・小規模事業者がどう対応するかという視点が重要であるという指摘が行われました。これを受けて取りまとめの中では、「我が国経済のグローバル化に対応した・・・」という表現をとりました。

小規模企業の定義につきましては、シンプルな基準が望ましく、また、経済実態からも現在の従業員基準は合理的であるという指摘がございました。また、基本法で大枠を定めて、各個別支援法のそれぞれの目的に合った小規模企業の定義を置くということが適当であるという指摘もございました。

第2章の経営支援体制（「知識サポートの抜本的強化」）につきましては、情報がしっかりと管理され、信頼性が確保されるための法的な担保措置の必要性や、あらゆる支援機関が参加することの重要性が指摘をされました。また、ITを活用した経営支援だけでなく、対面で行う経営支援の重要性や支援機関同士の緩やかな連携により、ハイブリッドな支援を行うことの重要性が指摘されました。

こうした指摘を踏まえまして、法的措置を行うITを活用した専門家情報の提供や実践的知識、ノウハウの提供、交換を行う事業に加えまして、地域における膝詰めの相談やビジネスマッチング、高度な支援を行う専門家を地域の隅々にまで派遣という3点を有機的、総合的に結びつけた支援の実施が重要であるという整理をいたしました。

第4章、販路開拓・取引関係でございますが、まず下請取引等の適正化につきましては、

下請代金法の対象となる取引とそれ以外の取引とに分けた上で、下請代金法対象取引については代金法の運用の強化、また、対象外の取引については独禁法の優越的地位の乱用のガイドライン等の厳正、的確な運用、さらに取引慣行の実態の整理、相談体制の強化などが指摘されました。

また、下請中小企業等の振興につきましては、従来の親企業と下請企業者との縦の関係のみならず、下請事業者同士の横の連携による振興が重要であるという指摘があり、その旨を取りまとめております。その際、連携のあり方の柔軟性、他の機関との連携強化の重要性、親企業の海外展開に対する積極的な対応が必要という指摘がございました。これらの指摘を踏まえて議論の整理を行ったところでございます。

第6章、資金調達・事業再生につきましては、創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方として、小規模事業者等のそれぞれの指向に応じた資金供給の円滑を図ることに異論はございませんでした。その際、認定支援機関の関与など、きちんとガバナンスが行われる仕組みの重要性について指摘がございました。また、電子記録債権については今後の中小企業・小規模事業者の新たな資金調達手段としての期待が高まっており、その普及、開発が大変重要であるという指摘がございました。

小規模企業者等設備導入資金助成制度につきましては、小規模事業者のニーズにより柔軟に対応できる融資や保証の充実が図られるのであれば、猶予措置を講じた上で廃止することに特段の異論はございませんでした。また、事業再生支援として、いわゆるデッド・エクイティ・スワップを位置づけることには積極的に評価する意見が多く出されました。これらの意見を取りまとめて議論の整理とさせていただきます。

以上、法制ワーキンググループでの議論の結果をごく簡単に紹介させていただきました。本日の検討に役立てていただければ幸いです。

以上でございます。

○川田部会長 松島さん、どうもありがとうございます。

それでは、これより議論に移りたいと思います。御発言される方はネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。こちらから指名をさせていただきます。それでは、皆さん方の御発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。上西委員、よろしくをお願いいたします。

○上西委員 上西でございます。

この取りまとめ案を通じて全編流れておりますのが、小規模事業者、小規模企業に焦点を当てるということと、フレーズとしては切れ目のない支援、きめ細かな支援だと思っております。そういたしますと、基本的な枠組みについての見直し、改正というものが前提になるのではないかという気がしておりますので、中小企業基本法の見直しをもう少しPR的に全面に出されてもいいのかなという気がいたしました。

全体的な論調、論点としては漏れなく、そして非常に詳細に取りまとめでいただいておりますので、賛成でございます。

○川田部会長 ありがとうございます。

中島委員、よろしく願いいたします。

○中島委員 経済産業研究所の中島です。

私も今回、漏れのない形で、しかも小規模企業に焦点を当てて、これほど悉皆的にまとめていただいて、大いに賛成でございます。

申し上げたい点はむしろこれからのことでございます。今回につきましては先ほど冒頭に副大臣もおっしゃられたように、大変大規模な予算措置もされているという形にはなっているのですが、財政制約等も考えると、今後ともこういう形が継続できることにもならないかと思えます。

そこでぜひお願いなのですが、ここで書かれている措置はいずれも大変重要でございますので、ただ一方で財政制約等もこれからはますます大きくなることもあり得るわけでございますから、むしろ今回のこれほど大規模にいろんな施策を打つ効果をぜひきめ細かく測定いただき、その上で今後、何を優先的にさらにめりはりをつけて行っていくのがいいかということをご見極めていただいて、先ほどの最初の委員のお話にも切れ目のないというお話がございましたけれども、こういう支援措置、財政的な面でも優先度のあるものについては、切れ目のない形でさらに充実していただければと思う次第でございます。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

小出委員、よろしく願いいたします。

○小出委員 富士市産業支援センターの小出でございます。

とてもよく取りまとめられていて、詳細に微にいり細にいり非常にわかりやすくできていると思うのですが、この間のさまざまな皆様方の取組みの中で、例えば中小企業経営力強化支援法ができ、認定支援機関も全国に配置していく中で、私ども現場でやっておりますと、まだ税理士の皆様方が一斉に立ち上がってくるとのこと、あるいは金融機関の人たちがより一層この分野に対して関心を持ったことでものすごい効果があったと思うのです。なおかつ、このできた取りまとめ、今後進められるであろう制度あるいは仕組みづくりはとてもよくできている。一方、これは再三再四こういった会議で私は申し上げているところなのですが、過去10年間、経産省さん、中小企業庁さんはさまざまな取組みをやってきて、それぞれが本当によくできている。にもかかわらず、残念ながら期待されるような効果に至っていなかったというのは偽らざる事実だと思うのです。

今回も1つ間違えとそうになってしまうリスクというのは大きいだろう。そこを防ぐためにはどうするのかというと、当然ながらこれを担っていく現場の支援機関の取組み方次第なのだろうと思うのです。いつもいつも厳しい話で申し訳ないのですが、今までどうだったんだということを冷静に我々自身は反省しなければいけないだろう。本当に結果が出たのかどうなのかということを踏まえた上で、今回本当に思い切ったこういった取組みをやるわけですから、これに臨んでいきませんと、また同じ結果になってしまうのでは

ないかという非常に大きな心配があるわけでございます。ですから、これを機にぜひその辺のところの意識を高めていただいた上で、実効性のある、結果の出る、日本経済に活性化の道筋がつけられるような取り組みであってほしいなと思っております。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

野坂委員、よろしく願いいたします。

○野坂委員 ありがとうございます。

振り返りますと、今回の議論というのは未来会議の取りまとめを踏まえて始まったものです。冒頭、副大臣より御挨拶がありましたけれども、もともとは前の政権が始めたもので、選挙の結果、自公政権ができて、安倍政権ができて、果たしてどうなるのかなと若干懸念された部分もありますが、結果的にこの“ちいさな企業”、小規模企業を重視していくという方向性、軸がぶれなかったという点で私は高く評価したいと思います。

この報告についても、既に何人かの委員の方がお話されていますように網羅的に大変よくまとまっていると思います。

問題は、これもまた中島委員がおっしゃったと思いますけれども、これから打ち出した政策をどう具体化していくか。この成果が問われると思います。安倍政権、アベノミクスということで成長戦略を重視しておりますけれども、まさに中小企業・小規模事業者の活力が成長戦略の大きな鍵を握っていると私も思います。ですから、ぜひこの報告をもとにして有意義な政策の具体化を急いでいただきたいと思います。

既に認定支援機関が5,000以上もできて、非常に結構なことだと思います。この認定支援機関の動きによって、活動によって地域の活性化、グローバル展開も図れる。その両輪をうまく機能させていただきたい。

また、重要なことはもう一点ありまして、支援頼みでもいけないんだというところ。そのバランスだと思うのです。未来会議以来、全国のさまざまな企業者の生の声を伺って、やる気にあふれている方は非常に多いわけです。そのやる気を一連の中小企業施策、小規模企業施策を通じてさらに活性化し、言わば呼び水となってさらなるステップアップにつなげていくような、そういったことのきっかけにぜひしていただきたいということで、私の注文であります。よろしく願いいたします。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

園田委員、よろしく願いいたします。

○園田委員 北極しろくま堂の園田と申します。

私は自分の経験からも、女性による起業ですとか、あるいは女性が働きやすい環境の整備というところに関心があるのですけれども、これまでの長い議論をまとめてくださいます。本当によくできているなと思います。ありがとうございます。

こちらの立場からしますと支援する側、中小企業庁さんですとか経産省さん、あるいは生活面から言いますと厚生労働省になるかもしれないのですが、いろんな省庁があるわけ

ですけれども、働いている本人としてはずっと1人の人間なので、ぜひそのあたりを矛盾なく連携していただければと思います。

こちらで就業のことをいろいろ書いてありますが、例えば短時間であっても就業は就業だということで、男性の働き方とは違うということも含めて頭の片隅に支援の中では置いていただければありがたいなと思います。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

伊藤委員、よろしくお願いたします。

○伊藤委員 日本電鍍工業の伊藤でございます。ありがとうございます。

まだまだ小さな企業は苦しんでいる中で、非常にありがたい形で説明がなされていると思います。以前、私は中小企業を甘やかすような方法ではなくて、本当にサポート、支援する形に終わればいいというお話をさせていただきましたが、結果そういうふうに企業側もとってもらえるような成果につながれば一番いいなと思っています。

今回の話から、次のステップになると思うのですけれども、ただ、幾らこういうものがまともでも環境は厳しさは変わらないわけです。グローバル化という意味では企業は非常にコンペティティブなところに立たされていることは変わらないのです。

そういう中で後々ですが、労働基準法もそれに見合ったようなふうに改定することが大切なのではないか。例えば今まで教育がゆとり教育で誤ったというように、私はもちろん社員はすごい大切ですが、甘やかすような労働基準法では企業自体の競争力が低下してしまうのです。だからだめなものはだめなんだというように言えていかないと、結局だめでも解雇できない、だめな社員でもなかなか解雇することが許されないわけです。そうすると、もっといい人を雇用したいのだけれども、雇用できない。そういう中で企業の競争力というのが低下していくことも懸念されるので、次の段階になると思いますが、こういうものと見合ったような周りの法的措置も改善していかなければいけないのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

上山委員、よろしくお願いたします。

○上山委員 ありがとうございます。全国中小企業青年中央会の上山でございます。

この会議は全部参加させていただきましたが、当初から一体どのようにまとめられていくのかなど、非常に多岐にわたる御意見の中で今回資料を見させていただきまして、非常に精緻にまとめられておられることに感謝しているところでございます。

また、先日はプラットフォームの推進協議会の準備会合ということで昨日も出席させていただきましたが、その席でも申し上げましたように、先ほどの御意見と重複いたしますが、この途中の会議で私も申し上げましたように、文科省さんとか金融庁さん等との横断的な施策をこの中にも盛り込み、また、連携していただきながら、青年層、若年層、そし

て女性の方々が希望を持って仕事に取り組める。特に今、非常に厳しい状況の中で2世である我々の年代、そして我々より若い年代というのは、この仕事をやっていって本当に大丈夫なのかなというふうに非常に悩んでいるところがございます。

この希望を、先ほど副大臣が申し上げられましたように、地元の小さな企業が本当に希望を持てる、そして、それに一生懸命頑張っていける、そのような環境ができているんだということと、そのように取り組まれているというのを皆様に本当にお知らせしていきながら進めていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○川田部会長 ありがとうございます。

小島委員、よろしく願いいたします。

○小島委員 東洋大学の小島でございます。取りまとめ本当にお疲れ様でございました。

全てにおいて、確かにという言葉で終わると思うのですが、2点だけぜひ今後の展開としてお願いしたいのは「各省庁との連携により」という文言が何度か散見されますが、連携という名のたらい回しというものが今まで、私も文科省、経産省、厚労省、いろんところで若者支援、女性支援の委員をさせていただいたのですけれども、小出委員と同じような意見になるのですが、では、たくさんの素晴らしい提案があっただうなったかということ、例えば若者支援においては同じようなものがいろんところでできて、実は同じような人がそこで人数をカウントされる。若者サポートステーション、ヤングハローワーク、若者自立塾ですとか、そういう形になっていくことが実は多くこの10年間あったと思います。それがないように、では連携という名の仕組みはどうつくるのかという構造的なものが、ここの文言の中にないということをも1点申し上げたい。

もう一つは、私も気づきが遅くて大変申しわけなかったなと思うのですが、これは未来会議ですから、どうしても若年層に対して視点が行くのですが、実態として今、働いている方たちの現状の中で出てくる中では、例えば小さな企業において、この小さな企業を支えてきた熟練工の問題。例えば福岡市なのですけれども、福岡市では70歳現役サポートという行政がありまして、70歳までも働いていきたいと思いますということで、地域との密着で就労支援をやっていきます。私はそこを拝見したときに生涯現役、働きたい人が働ける環境ということを考えなければいけないと思っています。

実際に7ページにありますように、女性や青年による創業の促進と書いてありますけれども、これは本当にこの人たちがそういうことを求めているのかという現場を考えると、創業を求めている人たちは支援がなくても創業していくのだと思うのです。それよりも、現状的にどうやって身近で働けるかというような具体的なことを考えていけないと、若者、青年というくくりで単一的に創業支援というのは、非常に危険性が多いなと思いました。

以上でございます。

○川田部会長 中川委員、お願いいたします。

○中川委員 株式会社 Verb Creation 代表の中川です。よろしくお願いいたします。

相変わらずここでしゃべるのは緊張しますが、製造業と若手の代表として話しますが、まず、こんな素晴らしい内容をどうにか皆さんが私みたいに創業したり、若手で創業する人たちでも受け取れるように、ちゃんと告知をうまい感じでしてください。

なぜかという、私自身も25歳で起業をして、製造業、靴屋なのですが、一番最初から自分でつくることからスタートをして、少しずつ人を集めていったり、設備投資をしていって基礎をつくっていきます。その中で正直ここまでマネジメントになってくると思うのですけれども、なかなか手が出せません。出せないですし、知識もなかなか入ってきません。その中でしっかりとした広報活動。これを使ってくれる人がいなかったら、これをつくっている意味がないです。本当にこれは素晴らしいと思います。10年前に私が創業したときにこれがあつたら本当に助かったと思います。しっかりとした知識サポート等を充ててもらって、次の世代にいいバトンを渡せるようお願いいたします。

○川田部会長 ありがとうございます。

坂本委員、よろしくお願ひします。

○坂本委員 浜松で会計事務所、税理士事務所をやっております坂本でございます。

まず全体のイメージなのですが、私どもの意見も縦横に整理していただきまして、これは本当にありがたいのと、事務局の皆様にもお礼を申し上げたいと思っています。

これは委員だから自画自賛になってしまうのかもしれませんが、まず小規模事業というものの捉え方なのですが、私が理解しているところだとEUでマイクロカンパニー概念ができて、加盟国各国はマイクロカンパニーに対する1つの行政の法律改正などを行いまして、大分改革をしているのですが、正直、規制緩和だけなのです。これは非常に愛情がないことでして、それに比べますと同じマイクロカンパニー、小規模企業というくくりをつくられて、なおかつこれを規制緩和ではなくきめ細かい行政サービスあるいは民活を入れていただきまして、これは日本ならではの中小企業・小規模事業者政策だと思ひまして、これはありがたいというのが1つであります。

2つ目は、これも画期的だと思ひれますが、従来、商工会、商工会議所というルートだけで、ある部分トップダウンで中小企業施策を流してきたところが、あちらこちらに見受けられますけれども、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関、これは税理士、会計士、弁護士等々でございますが、ここを活用してくださるところも画期的です。当事者である我々もしっかりとした支援機関の責務を果たそうと自覚をしておりますので、これまた業界内の話ですけれども、しっかり受けとめたいと思ひしております。

さらには予算措置をつけていただきました。これも画期的だなとありがたく思ひしております。

それで、これは全体としては大賛成ですという前提の上で、今後の希望を申し上げたいと思ひのですが、これは例えば感覚の問題ですが、今、経営改善が必要な企業というのが5~6万社とどこかに書かれておりましたでしょうか。30ページです。私も浜松で500社ほどの顧問先を持っている結構大規模な事務所なのですが、一生懸命指導さ

せてもらっていますが、この数よりも多いただろうという感じがしてなりません。

例えば国税庁が発表している最新の法人税の納付割合でございますけれども、270 万法人中、法人税を払っている企業が 25%、75%が法人税を払っていないということは、実質的な赤字法人が 4分の3あるということ。それから、金融庁で発表している貸付条件緩和の件数が延べ 390 万件、企業で言えば 30~40 万と言われていますが、この半分ぐらいは傷んでいる、あるいは傷む予備軍だと思っております、このあたりを今後どうしていくのかということに、また御配慮いただければ今後ありがたいなと思っております。

最後ですけれども、浜松でするのでホンダ、スズキ、ヤマハの下請け群が私のお客さんなのですが、10 社ほどアジアに出しております。私のスタッフは毎月中国、ベトナム、タイ、インドネシアというふうにして、お客様企業の子会社である現地に巡回して監査してまわっているのですが、あまりにも会計制度がぼろぼろでして、何でもありという世界でして、現地に出ている中小企業は非常にかわいそうでございます。

これは本当に夢なのですが、日本では中小指針あるいは中小会計要領という立派な 2つの会計ルールが中小企業向けにつくられておまして、これをせめて日本の中小企業が出ているアジア圏に各国中小企業担当あたりと調整し合って、相互共通のインフラにしていただければ、せめて日本発アジア版中小企業会計ルールとなると安心してアジアにも出ていけるのではなかろうかと思えます。現実の話ですけれども、ここらをまた希望させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○川田部会長 ありがとうございます。

久保さん、よろしく願いいたします。

○久保様（真中委員代理） 委員は真中でございますけれども、代理で出席しております久保と申します。

この取りまとめについて反対するものではございませんので、今後に向けてさらに検討をお願いしたいと思う点を 2 点、申し上げさせていただきたいと思えます。

1 つはこの部会とか未来会議のときにも多分、何人かの方から指摘があったと思うのですが、日本の中小企業支援策というのはメニューとしては随分よく整っているという指摘があったと思えます。

今回、認定機関ですとか情報提供のシステムをつくる場が講じられているものの、結局はこれほどどこへ相談へ行けばいいんだって、相手先がいろいろばらばらになっていて、それをそれぞれ日ごろ仕事が忙しい中小企業の経営者の方がネット駆使しながら全部調べて、場合によっては県内に窓口がないから隣まで行ったけれども、それはうちではないと言われてたとか、そんなことがないような、やはり言葉どおりワンストップサービスができるような機能。それもやはりある程度数が多いと、わざわざ遠くまで出かけてということをしらずに、そういうことができる必要な情報が全部そこでまとめて得られるのが、理想的にはそこで手続までできるといいなとは思いますが、ただ、いかんせんいろんな

機関がいろんな支援メニューを持っていて、それがばらばらにやって、個々には努力をされていると思うのですが、ばらばらになっているがゆえになかなか現場まで届かないということがあるのではないかと思いますので、さらに今後の検討の中でお考えをいただければと思っております。

もう一点は、中小企業に人が来ないという議論がこの中で随分あって、1つの解はこの取りまとめの中にもあるのですが、1つ今後の中で検討いただければと思っておりますのは、経営支援の中に人事労務の観点がないような気がしております。企業は人があって成り立っているわけですし、その人たちがどうやれば気分よくいろいろ知恵を出しながら働くのだろうかということも、人事労務のマネジメントというものが私は中小になればなるほど、そこら辺のところは十分ではないと思っておりますので、そういった視点も今後の中で御検討いただければと思っております。

以上です。

○川田部会長 ありがとうございます。

中村委員から御意見いただきまして、あと少し皆さん方からのお話を受けていただきたいと思っております。

○中村委員 公認会計士の中村です。

取りまとめ本当に御苦労様でした。基本的に賛成でございます。

感想も含めて2点、要望として述べたいと思っております。

まず1点目でございますが、先週、認定支援機関向けの講師ということで、浜松で3日間、講義やグループワークを担当してまいりました。そちらに出席された方は50名ぐらいだったのですが、地元を何とかしたいという非常に熱い思いを感じて感動した3日間でした。

ただ、そのときに感じたのが、やはり税理士の方とか、公認会計士や弁護士、金融機関の方が参加していたのですが、知識と経験がどうしても縦割りになってしまふ。そのため、どうしても自分の知っている範囲や対応できる範囲が限定されてしまふ。3日間の中で、いろいろとグループディスカッション等を通じて、各専門家の横の連携ができたことが、出席された皆さん非常によかったと強く言われておりました。今回ネットワークの話がいろいろ出てきているのですが、ぜひこの支援のネットワークの機能を本当に実効性があるように、充実をしていただきたいというのが1点目でございます。

そして2点目といたしまして、先ほど中島委員がお話されましたけれども、やはり今回いろいろ出した施策は本当に効果があったのかどうか。それこそ定性的な面だけではなくて、定量的な面も含めてモニタリングをする、評価をするということが重要になると思っておりますので、こちらもぜひ行っていただきたいと感じております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○川田部会長 ありがとうございます。

ここまでの皆さんの御意見、相対的にはこの取りまとめ案につきまして大変御評価をい

ただいておりますけれども、大体皆さんこの後、具体的に具体化をどうしていくか、あるいは成果ということにどう結びつけるか。こういう点のお話がたくさんございました。また、いわゆる各省の連携、たらい回しとかワンストップとか、そういう面での今後の対応、その辺について何かこちらからありますか。

○赤羽副大臣 まず私のほうから。

今日はまず貴重な御意見をどうもありがとうございました。皆さんの御意見を聞いて少しほっとしました。というのは、こういう審議会というのはややもすると、最初から結論を役所で作っておいて、散々皆さんが意見を言うておいてあまり反映しない取りまとめをしてしまうというのが癖みたいなのところがありまして、私も実際にどうだったのかなど、皆さん本音で言っているのかどうかよくわかりませんが、一定の評価をしていたというのにはよかったのではないかと思いますし、結局、私が思うのは、こういったことは今までも随分いろいろつくってきたけれども、現場の中小企業・小規模事業者の皆さんがどう使い勝手がよく結果を出せるかということが全てだと思います。

文章をつくるのが目的ではありませんし、役人は文章をつくるのが目的みたいなのところがあるかもしれませんが、その本当の目的はそうではないはずなので、そこは私はこれからさまざまな法制、予算の執行がありますし、同時に3月には金融円滑化法のあれが終わるということもあって、結構大きなさざ波が立つのではないかとということで大変心配をしております。

最近の副大臣会議でもこの点がテーマになりまして、副大臣みずからそれぞれの地域の中小企業また小規模事業者の皆さんのところに入って、この円滑化法が終わった後もどうなっているのかというのをちゃんとモニタリングしよう。やはり誰かに任せるといって根性がだめだと。先ほど省庁間があって、いろんなきれいごとを言って、小島先生の各省庁の連携によって、まさに無責任というか、誰かがやるだろうみたいな話というのは本当はよくないことなのではないか。そこは本当に心を変えていかなければいけないなと思っています。

ちょっと脱線するのですが、私は自分の出自は小規模の商店だったのですが、働いたところは三井物産という大企業でありまして、私は大企業にいて、大企業のだめなところで中小企業のいいところというのはすごくあるなと思ったのは、大企業というのは物事の決断力が全然ない。とにかく稟議を通すのにめちゃくちゃ時間がかかる。その辺は中小企業の強みということがすごく大事なのではないか。

私は中国とか香港とか東南アジアでも仕事をしましたけれども、東南アジアというのは図体がでかくて決断力というか稟議制度というのはほとんどないので、そこに圧倒的な、韓国なんかもそうだと思いますが、日本の今の産業界全体の厳しいところがそこにあるのではないか。

そういう意味では中小企業とか小規模事業者は大変だということは、まさに実態そのものだと思いますが、強みをどう生かしていくのかということに視点を変えて、加えてそこ

が坂本先生言われていましたけれども、まさに政府間対話というか、土俵をよくつくっていくというのが我々政治とか行政の仕事であって、あとは皆さん民間企業の頑張りに委ねなければいけないので、そういったことは積極的にやっていかなければいけないなど。そういうことというのは、私は何が言いたいかという、霞が関も大企業病みたいなのところがあって、誰も何も決められないみたいなのところがあることを感じていまして、そこは中小企業庁というのは経産省の一部でありますけれども、しかし、政府の中における中小企業政策の最高責任者の部門なんだという自覚で私たちはやりたいんだと思っております。それは決意であります。

すみません、五月雨なことを言ってあれなのですが、あと、私は昔からコンサルティングというのはすごく大事だと。やはり技術力があってもマーケティングができないとか、労務管理ができないということがすごく指摘されていて、なかなかそれが実行できなかったということが最大の懸案で、今回この補正予算を通して認定支援機関の皆さんに予算をつけてやるので、ぜひこの試みを成功させていただきたいというのが1つでございますし、ワンストップなり告知も私は役所の皆さんに言っているのですけれども、役所というのは完璧なものを出さないとだめなのです。だから書くとわかりにくくなるのです。この1枚のペーパーだって、こんな字を読める人はなかなか中小企業の親父さんたちなんかいないのです。書かないと役人というのは不安になるのです。書いていないことで落としたのではないとか、政治家なんかはいい加減ですから、もう少しデフォルメしてわかりやすく書くということとか、ワンストップサービスで大体たらい回しされるだけで嫌になってしまって、そんなこと知らないよみたいな世界だから、町々の商工会の窓口に行けば全部わかるとか、それが金融機関がいいのかどうなのかということ、その辺を議論してしっかりやっていきたいなと思っております。

あと、私の思いなのですが、人材の活用。女性の働きやすさとか青年の起業・創業ということがありますが、今の若い子たち、自分の息子も大学4年生なのですが、なかなか今の日本の教育で業を興す先進的な教育は日本ではされてこなかったのだと思います。台湾とか香港の子たちというのは自分たちで会社をつくるんだと。日本というのは大企業に入るんだというような、全く根本的なところが違うので、本当にテイクチャンスできるのかどうかというのが私は疑問に思います。ですから、どちらかと言うと大企業の中でも大企業内の起業みたいなことの制度化をもう少し本気でやるとか、何というかそんなことも必要なのではないかと思います。

最後に、雇用政策です。どうしても中小企業・小規模事業者というのは雇用政策が不十分で、自分の一生をこれからそこに委ねられないというのはすごく大きな問題だと思うのです。常に思うのですけれども、ヨーロッパなんかでワークシェアリングがちゃんと進んでいる。私の認識ではワークシェアリングで働こうと正規で働こうと、全く条件でハンディキャップを負わない。だから全然問題でない。

また、失業しても失業保険もすごく充実していて、社会自身も流動性が高いし、それを

補完する制度もしっかりしているということもあって、その辺というのは少し労働政策を見直さなければいけないのではないかと。

働き方の選択肢として派遣とか少し風穴をあけましたけれども、私はそれが今、残念ながらよくない方向に行ってしまうている。みんな派遣社員の企業が出てきたりとか、本来想定していないような話になっているので、もう少し本当に働きやすさを担保できるというか、理想で言うと中小企業・小規模企業に入ってもそんなに障害的にハンデを背負わないようなことをどう構築するのかというのはすごく、これは役所で言うと厚生労働省の仕事なのかもしれませんが、厚労省に任せないで経済産業省もコミットして責任を持ってやっていくということが大事なのではないかと考えておりました。

すみません、今日1回だけなので全然整理ができませんでしたが、今、言ったことも課題としてこれから、今日で一度閉じるかもしれませんが、引き続き今日の皆さんの御意見をいただきながら、しっかりと責任を持ってフォローを、私が副大臣でいる限り頑張っていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○川田部会長 どうもありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。

○鈴木長官 少し事務的にお答えしたいと思います。

皆様方から御指摘いただきましたように、今回のこの取りまとめは第1フェーズといたしますか、第1段階だと思っています。ものすごく運用が難しいなというのが正直言って実感です。昨年の雛祭り以来、いろんな失敗事例を教えてくださいましてありがとうございます。まず失敗事例を徹底的に今、勉強して、それで今回の補正予算等々の実行に当たらせていただきたいなと思っています。ただ、一度運用を決めたらそれで変えないということではなくて、途中段階でどんどん変えていくべきだということで、次は第2フェーズの段階かなと。

実は明日からですけれども、今度は“ちいさな企業”成長本部。この成長というのは規模ということではなくて、さまざまな質という意味でもございますので、地域需要型、グローバル型、それもあわせて今回は成長という言葉ですけれども、この場は私どもいろんな対策を行っていくときに意見をいただこうと。ただ、先ほど御意見ありましたけれども、やる気のない人をリピーターとして支援してもしょうがないので、では支援を受けられる方はどういうことをやっていただけるんですかというコミットメントを求めていく場になりたいと思っています。6月には行動計画としてまとめていきたいと思っています。今回はこうということで提言をいただき、予算、税、法律を実行して、それを行動計画としてみんなで実行していく、そういう場にしていきたいなと思っています。

例えばこの場でも御意見いただきましたけれども、役所の申請書類のページ数が多過ぎる。やっともものづくり補助金が15ページから6ページまで減りました。今日担当課長が来ておりますが、まだ私は2ページと言っておりますので、今、6ページ以下ということで国会答弁させていただいておりますけれども、やはりこれをどういうふうに変えていくのかということだと思っています。

何かこの1年間、2ページ、2ページということだけ叫んできたような気がしているのですが、でも、それでも十分できるということは、ほかにも見直せるところがたくさんあるのではないかというのが私の反省です。

それから、各省連携のところを御指摘いただきました。たらい回しということも確かにございます。それで私ども、やっていただけないのだったら中小企業庁がやりますよ。ただ、他省がそれをやる、例えば今回厚生労働省さんがミシュラン的なことをハローワークでやっていただけるということで発表されていますけれども、やっていただけるならばそこにお任せして見させていただけよう。余計なことは手を出さない。でも、やらなければ私どもでやらせていただく。そういう方針で行いたいと思っています。

30万社、40万社の御議論がございましたけれども、実は30万社、40万社のうち業績がよくなったのが大体2割です。したがって、6～8万社ぐらいは業績がよくなったのですけれども、それ以外に特に業績が悪い会社さんが5～6万。それ以外のところというのが正直言ってよくなるか悪くなるかわからないという層がございます。したがって、そういう層にどのような事業再生の支援をしていくのかというのが次の課題かと思っています。ただ、第1弾としてはその5万、6万のところを喫緊の課題なもので、その手当をさせていただいたものでございます。

最後に伊藤さんから御指摘がございました、他の方からも御指摘がありましたけれども、労働法制の問題。副大臣からも今、申し上げましたが、私どもも問題意識は大変持っております。例えば今の労働法制の運用が硬直的なために、企業内研修が極端に落ちている。研修をさせるというものが残業時間の中にカウントされてしまうと、研修なんかさせずに他のことをしようということもございます。また、各労働基準監督署で運用がかなり違う。ただ、これはあまり言ってくれるなというところもありまして、愛知と神奈川の労働基準監督局が一番きついです。そういうような実態も踏まえて労働法制に私どもはどのようなふうに突っ込んでいくのか。これは今回悩みましたけれども、次の第2フェーズの段階の問題として議論させていただきたいと思います。

したがって、今回未来会議以来御意見をいただきまして、突っ込んでいないところを申し上げますと1つは労働法制です。もう一つは社会保障です。国民年金の問題、厚生年金の問題等々がこの中にはまだ入ってきておりません。もう一つは下請代金法の世界。ここについてはまだ入ってきていません。私どもの実感から言いますと、いただいた御意見の中で大きく今回手を触れていないのが、この3つはまだ残っているなという気はしております。これは第2フェーズでどのようなふうに扱っていくのか。またぜひ皆さんと議論させていただきたいと思います。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

引き続きまた皆さん方の御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでございますか。今日は最後の取りまとめでございますので、皆さんの思いを全てここでお話いただけたらと思います。池内委員、よろしく願いいたします。

○池内委員 今回の取りまとめは非常にこれででき上がって、今、鈴木長官おっしゃったように次のというお話になるのだろうと思うのですけれども、気になっているのは、私は弁護士ですから支援機関の立場でもお話をさせていただくのですが、私は今、中企庁の補助金をもらって高度実践型研修をやらせていただいております。ここの人間関係をフルに使わせていただきまして、松島先生にも小出先生にも中村先生にも講師をやっていただいております。すごくわかったのは、まずハイブリッドなという意味です。ハイブリッドなということをやイメージとして思っていたのですけれども、実際にやってみると本当に士業も縦割だなと。知っている知識というのは縦割になっているのです。

弁護士に聞いて税のことが全然わからないとか、税理士に聞いて法律のことがわからないとか、あるいは士業に聞いてビジネスのことがわからないというところがありまして、そこは非常にこの枠をつくった上で、この中身の問題としてそういうハイブリッドな形ができるような運営をぜひしていただきたいなと思います。

機構がやっている3日間の先ほどの研修もそうなのですが、本当にやってみるとわかるのは、意外と自分の分野では、常識なものがほかの人たちはわかっていないというところなのです。これはびっくりしたところなのですが、やはりそれぞれの常識というのは支援機関としては最低限の常識を持っていかないといけないだろうし、そこを並べなければいけない。そういう意味では我々認定支援機関は弁護士も入れて認定支援機関となっていますけれども、中小企業法制がわかっている弁護士が何人いるか。中小企業基本法に基づいてどういう政策があるかというのがわかっている弁護士が何人いるのか。それがわかっている税理士が何人いるんだというところというのがあるのかなと。

これは今の仕組みの中でも次年度の予算もまたつくということなので、そういった研修事業の中で枠を超えた研修事業を続けていくことは、非常に意味があることだと思うのですが、次に思っているのが士業とか支援機関だけをつくっても結局伝わらない。企業につながらなければいけないのです。ここが非常に難しいところでして、それぞれの支援機関が持っているつながりというのは非常に細いのです。浜松の先生みたいに500持っていればいいのですけれども、そうではない、500持っている税理士がみんなだったら日本企業はものすごい数になると思いますので、それはいいのですけれども、結局そうするとどうやってつなげていくのだろうということ。ネットワークの中で支援機関と企業とをどうやってつなげていくのか。それも膝詰めでどうやってつなげていくのか。シームレスで分断のない一連の流れとしてのアドバイスというものをつくっていかなければいけない。今は枠をつくっていますけれども、運用の中ではそういうような運用の方向にぜひ考えていただきたいなと思います。

というのは、今はネットワークのつなげ方の問題で、一番問題なのは何を流すかなのです。そのネットワークに何の情報を流すのかというところでして、これはぜひ副大臣いらっしゃるの、私は海外専門な部分があるのですけれども、結局中小企業に今回もきらりと光る卵を外に出すとか、ある意味すごく無責任な言い方なのです。中小企業は情報力も

限定されていますし、大企業はそれなりに自分でリサーチをして、ここにこういうものがあると思ながら海外展開をしているわけなのですけれども、それにくっついて中小企業は動いているのですが、逆に中小企業だけでも独自に動かなければいけないことはたくさんあるわけですし、そういうところからするとマクロで見たときには経済そのものであって中小企業そのものではないのです。政策は経済政策だって中小企業政策よりもベースにあるのは経済政策がなければいけない。

例えば TPP に入ることによってどういった分野にどういった影響が出て、それが中小企業にどういった影響ができるのか。そういうことが出るのだったら、それを対応するためにどういうふうにすればいいのか。これは中小企業に考えさせても無理です。支援機関に独自に考えてくださいという話でもないと思うのです。やはり政府としてこのグローバル化の中、少子化の中でどういった方向に経済を持っていこうと考えるのか。そのためには何をしなければいけない、そのためには中小企業は何をしなければいけない。そういうことをやるためにやるのであれば、どういった問題がありますかという形で士業に振ってけると、我々としてもそういうことをやるんだったらこういうことに問題があります、こういうことに問題がありますという形になるので、シームレスな支援のベースの指導的な大きな枠とか大きな舵というのは、ぜひ政府がある程度の方向性を示していただいて、その舵とりを間違えたら政治の問題ですから選挙でまた批判を受けなければいけない話なので、でもやはり何らかのそういう舵とりを示して、それをどうやって細かく具体化していくのかというような、何を流すのかという中身の大枠は政治の問題の中で決められていくことではないかというのが非常に今、思っているところでございます。

変な話なのですけれども、ネットはどうやってつなげるか。何と何をつなげるかという問題。それから、そこにどんな情報を流すか。これが第 2 フェーズの問題だろうと思いませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。坂本委員、よろしく申し上げます。

○坂本委員 今日には赤羽先生がいらっしゃるのですが、赤羽先生に訴えてしまうのですけれども、本音のところでは申し上げますと、経済産業省さん、中小企業庁さんはすごくわかってきています。それは実感で感じます。中小企業・小規模事業者を金融、会計、経営支援で支える。これはばっちり法律までつくってやってくださっているのですが、現場でこういう気持ちでお客様支援に動きますと、障害になるのが地域金融機関なのです。

これは全国にセミナーで回ってみて、高知に行っても、鹿児島に行っても、青森に行っても全部同じなのですけれども、いまだに貸出金のシェア争いばかりしているのです。要は経営支援をしなければいけないような、もう少ししたら要注意先に落ちてしまうような、そういう企業に対してある金融機関が来て、おたくは社長が幾らで借りているのと。1.2 だよ。うちは 1.0 で貸します。そうすると、それを聞いた社長は既存の金融機関に 1.0 で貸すと言っているぞ、お前どうなんだ、やれという話で、これを全国でいまだに正直や

っています。

我々は経営革新等支援機関にならせていただいたので、一緒に経営改善をやりましょうよということ、静岡県には15の金融機関がありまして7人のトップと会いました。先方もやりましょうと言うのですが、話があやふやになるのです。そういう問題ではない。貸出シェアと預金獲得であるという感じで、だから経済産業省さんの、あるいは我々の思いがどうも金融機関側には伝わっていない。それが現場の悩みなのです。何か仕組みが一体化していない部分は、こちら側のせいではなく、おそらく金融機関側にあるというのが現場の認識なので、ここで言う場ではないかもしれませんが、御考慮いただければありがたいと思います。

○赤羽副大臣 そのことであれなのですが、私も本来はこの認定支援機関というのは別に金融機関がしっかりやっていたら、別に新たにつくる必要はなかったはずではないかと。本来、地域金融機関はまさに中小企業・小規模事業者のコンサルティングというか目利き力があれば、コンサルティングをするのが彼らの仕事だったはずですが、やはりバブルを機に要するに資産があるかないかだけで金を貸すみたいな、だんだん景気が悪くなると、私は神戸ですけれども、神戸の支店長なんかには全く決裁権がなくて、全部大阪と東京にお伺いを立てなければいけない。東京では全然神戸の中小企業の社長の顔なんか全然知らない人が単に数字でばさばさ切るみたいな話である。本当にその辺をどうするか。それが金融庁が所管になっているみたいな話をどう乗り越えていくかがすごく大事だという認識は一致していると思います。それが1つ。

私は逆に質問したかったですけれども、かつて政府系金融機関というものがあって、これが竹中さんのときに統合になって、加えて民業圧迫をするなみたいな話になって、リスクもとって金利もじゃぶじゃぶであったときよりはよくなったという、政府系金融機関自体に対する評価もあるが、一方で民間金融機関が全然相手にできなかったところを政府系金融機関が相手にしていた。そこは政府系金融機関でも相手ができなくて、少しより安全なところに金を貸し始めた。そのことによって民業圧迫がより深刻になったみたいな笑い話みたいな話になっているのです。だからこの政府系金融機関についても、ちょっとこれは直接の所管ではないのですけれども、この辺はこのままでいいのか。少しずつ手は入れているのですが、その辺について逆に現場での、今日最後の会で突然出てきて、そういったことで全体の流れがおかしくならないのだったら。

○坂本委員 赤羽先生が言われているような懸念は私は感じてないです。従来どおり昔の国民生活金融公庫と同じような姿勢できめ細かに、信用金庫でも貸せないところをできるだけ把握しようという姿勢が現場ではとられている。少なくとも浜松ではそんな形でして、私ども態度が豹変したというのはほとんど感じてはいません。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

今日は御出席の皆さん全員から御発言をいただきまして、どうもありがとうございました。小出委員、どうぞ。

○小出委員 今、坂本先生から非常に厳しいお話をいただきまして、私も5年前まで株式会社静岡銀行におりまして、26年間勤めておりまして、非常に耳の痛いお話だなと思った次第でございます。

確かに実態面でお話しますと、先般関東経産局が主催して東日本管内の金融機関の職員40名ほど集めた、こういった認定支援機関向けのスキルアップセミナーみたいなものが1泊2日でございます、実は4年前から行われていて私は今回もお邪魔させていただいて、現状、金融機関がやってきた再生計画立案であると思うのです。特にリスケした先に対してやるわけなのですが、この実態はどうなんだ、何のためにやっているんだというところの議論になったのです。本当にその企業を再生させるためにやっているのかというと、残念ながら本音ベースから言うとそうではないとおっしゃっていただく金融機関が多い。これはどこにあるかということ、事項の債務者区分を変更させないためにやっている計画がほとんどであろうということなのです。ですから本来であるならばその企業の売上が上がり、より経営として改善されるような方向に向けなければならないにもかかわらず、事項の債権者としての立場を優先して組み立てるような計画が横行してしまった。これが実態面であると思うのです。

それを踏まえながら今回、認定支援機関になった以上どうしなければいけないかということは、各行とも強い関心を持っているところだと思うのです。一方で坂本先生おっしゃるように、金融機関のトップたちとお話ししても、どうしていいのかがわからないというのが実態であろう。ですから、この取組みを通じまして、これは金融機関だけではないのでしょけれども、なすべきことは何なのかということをより明確化し、新たなるそういった支援人材の育成というのが急務ではないか。かように考えています。

以上です。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

ほぼ議論も出尽くしたところではないかと思えます。本日いただきました御意見を踏まえまして、この取りまとめ案につきましては本日の皆さん方の御意見、御指摘も踏まえまして、必要な修正につきましては事務局と相談の上、最後は私にお任せをいただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川田部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局と相談の上、またパブリックコメントに付すとのことでございますので、それを踏まえまして最終的な取りまとめを行いまして、私から中小企業政策審議会に報告をいたしたいと思えます。

それでは、ここで赤羽副大臣から最後、締め御挨拶をよろしく申し上げます。

○赤羽副大臣 人一倍発言をして申し訳ございませんでした。今日も第5回目を含めまして昨年7月からの未来部会、大変ありがとうございました。

今日も最後、皆さんからの御指摘をいただきましたようにこれで終わりとはせずに、こ

れから継続的にフォローアップをしていかなければいけないと思っております。政権は変わりましたが、今の自公政権、安倍内閣も一丁目一番地が円高、デフレ不況からの脱却をし、強い経済を再生するということでございます。日本の経済を強くする。それはまさに日本の産業界を支えている中小企業・小規模事業者の皆さんの活性化なしにはあり得ない。そう肝に銘じてしっかり頑張ってまいりたいと思っておりますので、今後とも引き続き御指導、御鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げまして、最後の御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川田部会長 どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議題を全て終了いたしました。委員の皆様には5回の審議会を通じまして貴重な御意見をいただきました。また、論点の整理にも精力的に御参加をいただきまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しをしたいと思います。

○蓮井課長 本日は長時間にわたり大変貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。本取りまとめ案につきましては今、部会長からございましたとおり、本日各委員にお諮りした資料をパブリックコメントに付させていただきます。その御意見も踏まえ、部会長と相談の上、中小企業政策審議会に未来部会としての議論成果を報告させていただきたいと考えております。なお、最終的な取りまとめにつきましては別途、事務的に各委員に御報告させていただきます。

では、以上をもちまして「中小企業政策審議会第5回“ちいさな企業”未来部会」を閉会いたします。今まで活発な御議論を賜りまして、貴重な御意見を賜りまことにありがとうございました。